

平成 30 年 3 月 14 日

お取引先 各位

公益財団法人 都道府県会館  
管理部長 三浦 一郎

法人名称の変更について

平素は、当法人の管理運営に関し、御理解、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当法人では業務の実態を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日から公益財団法人 都道府県センターと名称を改めることとなりました。当法人と致しましてもこれを機により一層の業務推進に努めて参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

また、建物名称につきましては、今後も現状通り都道府県会館とすることを合わせて御報告致します。

なお、名称変更日以降の取引上の実務、諸手続きについて下記の通り御案内させていただきます。

お手数をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒御理解と御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 新 名 称 公益財団法人 都道府県センター

注 1) 各部とも住所、電話番号、ファックス番号に変更はありません。

2. 銀行振込名義について

	変更前 (平成 30 年 3 月 31 日まで)		変更後 (平成 30 年 4 月 1 日から)
口座名義	公益財団法人 都道府県会館	⇒	公益財団法人 都道府県センター
カナ 表記	ザイ) トドウフケンカイカン	⇒	ザイ) トドウフケンセンター

注 2) 銀行、支店名、預金種別、口座番号の変更はございません。

注 3) 4 月 1 日以降当面の間は旧法人名宛でのお振込みも受け入れ可能となっておりますが、お早目のお手続きをお願い申し上げます。

### 3. 各種書類の取り扱いについて

#### (1) 当法人宛の書類

発行日記載が平成30年4月1日以降の各種書類（通知書、納品書、請求書、領収証等）は、新法人名での発行をお願い致します。万一、発行日記載が4月1日以降のもので、旧法人名で発行された場合は新法人名に読み替えさせていただきますので申し添えます。

#### (2) 当法人より発行する書類

発行日記載が平成30年4月1日以降の各種書類（通知書、見積書、請求書、領収証等）は、新法人名にて発行致します。旧法人名にてお引き受けしたものを、新法人名にてご請求差し上げる場合もありますので予めご了承下さい。

### 4. 契約書等の取り扱いについて

平成30年3月31日までに旧法人名にて締結させて頂き、4月1日以降も引き続き効力を有する契約書等については、平成30年4月1日以降、新法人にて承継させていただきます。当該契約書に記載の旧法人名「公益財団法人東京都府県会館」は、新法人名「公益財団法人東京都府県センター」にお読み替え頂きますようお願い申し上げます。

### 5. その他

債権者や取引先登録票、口座登録変更票など、手続きを必要とする場合は、下記までご連絡下さい。

以上

#### 【本件の問い合わせ先】

6階管理部 向山、相原

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3

TEL 03-5212-9140